

重要インフラ専門調査会の運営について

平成 27 年 3 月 26 日
重要インフラ専門調査会会長決定

「重要インフラ専門調査会の設置について」（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）第8項に基づき、重要インフラ専門調査会（以下「専門調査会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

専門調査会会合は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、専門調査会会長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

2. 会合の傍聴について

前項の規定にかかわらず、専門調査会の委員より担当事業分野の代表性を補完する等の観点から傍聴者の指名について事前の申し出があった場合には、専門調査会会長の判断により、当該指名された者を専門調査会会合に傍聴させることができる。

3. 配布資料の公開について

専門調査会会合で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、専門調査会会長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。

以上